

(別紙1)

仕 様 書

〔1〕 委託業務名 クルーズ船受入等業務委託

〔2〕 目 的

松山港へ寄港する客船「ダイヤモンド・プリンセス」(以下、「客船」という。)の乗船客、乗組員(以下、「乗客等」という。)に、松山港でのスムーズな乗下船や観光を楽しんでいただけるよう受入体制を整えるとともに、松山らしいおもてなし(歓迎行事、お見送り、その他イベント等)を行うことにより松山の良さをPRし、客船等の寄港の定着化、新たな客船等の誘致、さらには松山への観光客のリピーターの確保につなげる。

〔3〕 履行期間 2019年4月1日 ～ 2019年7月12日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 提案限度価格 21,999,332円(消費税及び地方消費税を含む)

〔6〕 業務概要

松山港へ寄港する客船の受入に係る事前調整、実施及び報告書の作成。

ただし、天候等の事情により寄港回数等が変動した場合は、それに応じて契約の変更を行うことがある。

(〔7〕-4. 業務内容において「※」印の付いている項目については、別紙1-1を積算する上での参考数量とする。提案に応じて数量を設定すること。)

〔7〕 業務項目

1. 客船情報

船 名 : ダイヤモンド・プリンセス
全長: 290m 総トン数: 115,875トン
乗 客 : 定員2,706人 乗員1,100人
入港日時 : ① 2019年5月21日(火) 入港 6:00 出港 18:00
② 2019年6月3日(月) 入港 7:00 出港 18:00
入港場所 : 松山港 外港第一埠頭2号岸壁(一部、港湾利用者の使用区画あり)

2. 事業実施場所

- ①松山港 外港第一埠頭2号岸壁及びその背後地(以下、会場という)
- ②シャトルバス乗降所、松山市駅、臨時駐車場等、運営にかかる仮設物等を設置し、管理する場所(上記①に②を加えて以下、会場等という)

3. 客船社等が手配・運行するバス等について

(1) 本業務委託とは別に、客船社の依頼を受けて、オプションツアーの管理や、会場から三津駅までの有料シャトルバスの運行等を行う業者（以下、「ランドオペレーター」という）が、下記のバスについて手配と運行管理を実施する。

① オプションツアー用バス 25台程度（事前申し込み制）

② 有料シャトルバス 8台程度（ランドオペレーターが券を販売する）

会場の設計・運営を計画するにあたり、バスの乗降所や券売所、会場内のバス駐車場所の配置、会場運営の面で、ランドオペレーターと調整すること。

(2) ランドオペレーターとは別の旅行代理店等が独自に手配・運行する、乗客等のための貸切バス等が会場への入場・駐車を要望してくることがあるため、会場の空き状況を見ながら、可能な限り対応すること。

4. 業務内容

(1) 会場設営に係る設計、施行、施工管理

ア. 会場等の配置図を松山市と客船社等との調整の結果に基づいて作成すること。

イ. 会場等運営計画を松山市と客船社等との調整の結果に基づいて作成するとともに、運営に参加する関係者にマニュアルを作成し配布すること。

ウ. 会場等の設営

① 会場について

・ C I Q関係（税関検査、植物防疫）用の仮設テントを国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律による制限区域内（以下「制限区域内」という。）に配置すること。（制限区域内には、C I Q関係以外のものの設置は不可。）※

・ 制限区域を区画するため、フェンス等の設置を行うこと。※

・ 制限区域の管理のために警備員及び要員を配置すること。※

・ 会場は、事業の目的を果たせるような設営とし、備品等（仮設テント、テーブル、椅子等）について過不足なく、適切に運用するものとする。※

・ 会場には仮設トイレ（処理含む）を設営し、男性用・女性用の区別をつけ、衛生面に十分に配慮し、適切に運用するものとする。※

・ 会場内は、歩行者の安全対策を十分考慮した上で、効率的な通行規制線を設営すること。※カラーコーン等

・ 会場内は、日本語・英語による案内・誘導の看板等を設置するなど、分かりやすい配置とすること。また、安全面、衛生面に十分に配慮すること。※

・ 会場内のにぎわいを演出するための装飾（幟旗、横断幕等）を行うこと。その際、松山らしさを演出するような工夫を行うこと。

② 会場以外について

・ 松山市駅に臨時観光案内所を設営するとともに、三津駅と道後温泉駅前に乗客の待合等用にテント等を設置して、適切に運用すること。※

エ. 駐車場及び会場等の交通誘導

① 会場等の車両の交通誘導

・ 会場の配置図・運営計画に基づき、会場に入場する車両等が安全・円滑に所定の乗降所等に移動できるように、管理運営に必要な人員の配置を行うこと。※

・ 予め、ランドオペレーター等から会場に入場する車両の運行時刻等の情報を入手し、調整する

こと。

② 駐車場の管理運営

- ・関係者、一般見学者が効率的に駐車できるよう市が指定する臨時駐車場（松山市大可賀三丁目1453番地 アイテムえひめ臨時駐車場を予定）の管理運営のため必要な人員の配置を行うこと。※
- ・会場内に関係者駐車場、身体障害者用駐車スペースを設けること。
- ・あらかじめ、関係者駐車場を利用する車両を照会し、関係車両名簿を作成するとともに、入場証を発行し、車両台数の管理をすること。（関係者の照会先は、別途指示する。）

③ 交通誘導のための案内看板等の設置※

- ・松山港内及び松山港へ接続する道路がスムーズに通行できるよう、看板等の設置、交通誘導員の配置を行うこと。
- ・乗客等が公共交通機関から主要な観光施設まで、移動しやすいように必要に応じて日本語・英語で作成した看板等を設置すること。

④ その他

- ・三津駅等に要員の配置を行い、有料シャトルバスの運行状況の把握と、歩行者等の誘導等を行い、円滑な運営に努めること。※
- ・特に多くの一般見学者が予想される時には、十分な駐車場対策、渋滞対策、安全対策を行うこと。

(2) 情報提供等のサービス

会場等において、乗客等に寄港時に必要な情報等の提供を行う。

ア. 会場放送

- ・会場内でアナウンスが聞こえる設備体制（機材等）を整えること。
- ・日本語と英語のアナウンスを行うため人員を配置すること。
- ・災害時（地震、津波等）には、避難誘導等を日本語と英語で行うこと。

イ. 観光案内・通訳サービス※

- ・会場等で、乗客等に対し松山市内及び周辺の観光について案内を実施できる体制を整えること。
- ・必要な語学能力を有する者を配置し、案内を行うこと。また、観光案内だけでなく、乗客等の要望、船側からの問い合わせ等があった場合についても対応できる語学能力を有する者を配置し、対応を行うこと。
- ・市が募集する通訳ボランティア等と連携して、案内を実施すること。
- ・パネルや看板等、利用者にわかりやすい表示・演出を行うこと。

ウ. 乗客への広報

- ・入港当日、乗客等に配布するチラシ（日本語・英語）を作成し配布すること。※

エ. Wi-Fi サービスの提供

- ・100名程度に対応可能なWi-Fi サービスの提供を行うこと。

オ. 両替商の手配

- ・外貨両替商の手配を行うこと。

(3) おもてなしイベント等

乗客等に松山らしいおもてなし（歓迎行事、お見送り、その他イベント等）を行う。

ア. 初入港セレモニー

- ・初寄港時、岸壁又は客船内での入港歓迎のセレモニーを実施すること。（式典演出、会場設営、台本作成、司会進行、音響管理含む。）※
 - ・台本作成（日本語・英語）を行い、司会進行については、日本語と英語で行うこと。
- イ. 物販業者の手配
- ・出店事業者を募り、出店調整及び当日の調整と管理を行うこと。※
 - ・出店事業者の選定にあたっては、松山市内の地場産品などを取り入れ、松山・愛媛らしさを感じられるものとする。
- ウ. イベント・催し
- ・入出港時に合わせ、松山らしさを感じられ、乗客等の心に残るイベントを行うこと。近隣の状況に配慮しつつ、入出港の時間帯に応じた効果的なイベントを実施すること。※
 - ・客船の松山港滞在中、岸壁において乗客等が楽しめるイベントを行うこと。（BGM、日本文化体験・交流イベント、着ぐるみによる記念撮影等）
- (4) 無料シャトルバスの手配、運行管理
- 一般来場者等の移動のため、臨時駐車場等と会場間で無料シャトルバスの運行を行うこと。
- ・無料シャトルバスの運行台数・時間は、別紙のとおりとする。ただし、最終的なバス運行台数及び運行時間は、寄港前に市において決定するものとする。※
 - ・無料シャトルバス利用の効率化を図るため、誘導看板や誘導員等の配置を行うこと。※
 - ・無料シャトルバスの利用者数をカウントし、松山市に報告すること。
- (5) タクシーの手配、管理
- ・会場にタクシー乗降所を設け、乗客等の要請に応じ、必要なタクシーの配車手配を行うとともに、会場内のタクシー待機場所の管理も行う要員を配置すること。※
- (6) 市民参加の仕組みづくり
- ・客船寄港時に、より多く市民が港を訪れ、客船に関心をもっていただくことにより、さらなる客船の誘致を目的として、広報を含めた仕組みづくりを行うこと。
 - ・入出港時のイベントや歓迎・お見送りなど、市民が参加することにより、乗客等の心に残るイベント等を企画すること。
- (7) 当日の運営体制の確保
- 当日の管理・運営を行うため、上記配置要員を除き、最低限、次の人員を会場に配置すること。
- ア. 事務局本部1名（業務責任者）
- （緊急対応、関係者との連絡・調整、総合案内・問合せ対応 等）
- イ. 観光案内ブース・物販ブース・CIQ 対応として2名
- （緊急対応、関係者との連絡調整、搬入・撤収指示、ボランティア指示 等）
- ウ. 式典、イベント、会場内放送対応として1名（打合せ、現場管理 等）
- (8) 経済波及効果の調査
- ・客船の入港によって発生する経済波及効果について、乗客等へのアンケートを行うとともに、産業連関表を用いて算定すること。（詳細 別紙1-2）

(9) 安全管理・その他

- ・荒天時等には、必要に応じて仮設物の養生や撤去など、必要な対応を行うこと。
- ・会場等での仮設物の設置・撤去については、他の港湾利用者・関係者とスケジュール等調整しながら実施すること。
- ・会場等の使用方法等については、管理者の指示に従うとともに、原状復旧を行うこと。
- ・寄港中、救護所に看護師を1名配置すること。※
- ・会場、イベント内容等に見合った賠償責任保険に加入すること。
- ・客船等の受入後は、岸壁の清掃を行い、発生したゴミは回収し処分すること。
- ・会場で使用する電力は適宜用意すること。
- ・現場でスタッフ同士が情報共有を行うため、トランシーバー等の手段を用意すること。
- ・関係法令を遵守し、必要な届け出等を適正に実施すること。
- ・災害時（地震、津波等）には、会場等にいる市民や乗客等の避難誘導を行うこと。

〔8〕その他運営上の要件

1. 事業方針

松山港へ寄港する客船の乗客等に観光を楽しんでいただけるよう受入体制を整えるとともに、松山の良さをPRし、客船等の寄港の定着化、新たな客船等の誘致、さらには松山への観光客のリピーターの確保につなげる、松山らしいおもてなしを実施すること。

2. 実施体制

事業全体を管理運営するため、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

3. 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

4. 事業実績報告書の作成

(1) 各入港毎に、業務完了後は、次の事項を記載した実施報告書を速やかに提出すること。

- ・状況写真（会場内の設営・撤去等に係る状況写真を含む）
- ・業務において作成した資料等一式
- ・その他の報告事項（関係機関との調整中に発生した案件等について）

(2) 業務完了後、事業実績報告書を作成し、提出すること。

5. 本市事業との連動

松山市の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

6. 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

7. ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、必要に応じてミーティングを行う。

8. 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、松山市と協議し、企画詳細の検討を行う。

〔9〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) (1)の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

6. 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

7. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。

8. 費用の負担

前項の仕様を変更した際には、契約の変更を行うことがある。

天候等の事情により予定していた寄港を取りやめることとなった場合は、協議の上、事前準備に要した費用については契約金額に含むものとする。

別紙1-1

テント等

| 場所 | 用途 | 適用 | テント | | テーブル 1800×600 | イス パイプイス | その他 |
|--------|-----------|--------------|-----------|----|------------------|-------------|---------------------------------------|
| | | | 仕様 | 数量 | | | |
| 会場(岸壁) | 本部 | 本部、救護 | 3K × 5K | 1 | 8 | 10 | ホワイトボード2枚 パーテーション4m AED1基 車いす1台 |
| 会場(岸壁) | 観光案内 | 観光案内 | 3K × 5K | 1 | 10 | 15 | |
| 会場(岸壁) | 物販 | 物販 | 3K × 5K | 6 | 30 | 30 | |
| 会場(岸壁) | 物販 | 物販 | 2K × 3K | 1 | — | — | |
| 会場(岸壁) | 体験・交流 | 体験・交流 | 2K × 3K | 2 | 10 | 30 | |
| 会場(岸壁) | CIQ | 制限区域内 | 2K × 3K | 2 | 4 | 5 | |
| 会場(岸壁) | CIQ | 境界 | 3K × 5K | 1 | — | — | |
| 会場(岸壁) | 乗降所 | タクシー・無料シャトル | 2K × 3K | 3 | — | 10 | |
| 会場(岸壁) | 乗降所 | バス(シャトル・ツアー) | 2K × 3K | 1 | 3 | 20 | |
| 会場(岸壁) | その他 | AP | 2K × 3K | 1 | — | — | 放送機材一式 |
| 会場(岸壁) | その他 | 倉庫等 | 2K × 3K | 1 | — | — | |
| 会場(岸壁) | 滞留スペース/通路 | 滞留スペース | 2K × 3K | 2 | 7 | 30 | |
| 会場(岸壁) | 両替所 | 両替所 | 観光案内テントにて | — | 1 | 1 | |
| 松山市駅 | 観光案内 | 観光案内 | — | — | 3 | 15 | ホワイトボード1枚 |
| 三津駅前 | 乗降所 | バス乗降所 | 2K × 3K | 3 | 4 | 20 | |
| 道後温泉駅前 | 乗降所 | バス乗降所 | 2K × 3K | 2 | 1 | 5 | |

27 81 191

仮設トイレ

| | |
|-----|----|
| 洋式 | 6基 |
| 手洗い | 1式 |

制限区域用フェンス等

延長約400m プラフェンス+ウエイト+ジョイント

カラーコーン・バー・ウエイト

各500個 歩行者通路確保等のため設置

看板

| | | |
|-----|------------|----|
| 会場内 | 案内誘導等 | 22 |
| | 臨時P誘導等(路上) | 9 |
| 会場外 | 臨時P運営(場内) | 2 |
| | 街中案内表示等 | 10 |

シャトルバス

| | | | |
|------|----|------------------|--------------|
| 大型バス | 5台 | 入港30分前配車～19時まで運行 | 松山外港～臨時P等 運行 |
|------|----|------------------|--------------|

人員

(責任者除く)

| 配置 | 用務 | 人数 | 配置時間 | 特記事項 |
|---------|--------------|----|--------------|-------------------------|
| 観光案内所 | 案内スタッフ | 2 | 入港～17:00 | 案内所の管理を港と駅に各1名配置 |
| | 通訳・案内(英語)港 | 4 | 入港～18:00 | 観光案内所及び会場内での通訳・案内対応 |
| | 通訳・案内(英語)駅 | 2 | 入港～17:00 | 松山市駅の案内所での通訳・案内対応 |
| 運行管理場所 | 会場内車両管理 | 5 | 入港1時間前～19:00 | 会場内に入入りするバス等の案内 |
| | 市シャトルバス管理 | 2 | 入港1時間前～19:00 | 会場での市シャトルバスの乗降管理 |
| | 臨時駐車場運営 | 2 | 入港1時間前～19:00 | 駐車場内の車両案内・シャトルバス乗降管理 |
| | 歩行者等誘導 | 3 | 入港～17:30 | 三津駅ロータリー等での歩行者等の案内・整理 |
| タクシー乗降所 | 配車・乗降案内 | 2 | 入港～17:00 | タクシーの配車手配等 |
| 会場内 | 会場内誘導・ソーラス管理 | 8 | 入港30分前～18:00 | 通行者の案内・誘導等 |
| 交通誘導場所 | 交通誘導警備 | 13 | 入港1時間前～19:00 | 会場周辺の港湾地域に配置し、車両の誘導を実施。 |
| CIQ | 警備 | 2 | 入港～18:00 | CIQテント出入り口で、部外者の通行を規制。 |
| 救護所 | 急病人等対応 | 1 | 入港～18:00 | 看護師 |

広報チラシの作成

市内観光地や入港日のイベント、シャトルバス最終運行予定などを、乗客等に案内するA3両面(再生紙、簡易カラー)チラシを英語・日本語で入港日毎に作成すること。
配布対象は2回入港(乗客+乗員=3,800人/回)分とする。

初入港セレモニー

例:花束贈呈(4束)、記念品(松山農産ブランド等)、盾(4万円程度)の受贈を含む。
演出として、鏡開き等を実施すること。

入出港時のイベント

太鼓演奏、ダンス演舞など賑わいを感じられるものを確保すること。

物販業者手配

概ね、10～15店舗程度の物産販売・飲食店を想定している。
テント・机・イス・電源については本契約で仮設したものを使用する。(持込を禁止するものではない)
出展料は徴取しないものとする。

別紙1-2

経済波及効果の調査仕様

クルーズ船受入等業務委託仕様書 [7] 業務内容 4. 業務内容 (8) 経済波及効果の調査について、下記のとおり仕様を定める。

1. 目的

「ダイヤモンドプリンセス」入港によってもたらされる、市内の新規需要及び経済波及効果を推計し、クルーズ船入港の効果を検証する。

2. 事業概要

2019年5月21日(火)ダイヤモンドプリンセスの入港による経済波及効果を検証するため、調査票を作成し、乗客等へのアンケートを行うとともに、経済波及効果の算定を行う。

3. 業務内容

(1) 調査票の作成

- ・乗客等の消費動向を把握するため、必要な調査票を発注者と協議して作成する。
- ・日本語と英語の2種類作成する。
- ・調査項目については、調査対象の属性・訪問先・消費金額の内訳について、他港事例も参考に、発注者と協議して設定する。

(2) アンケートの実施

- ・乗客等を対象に、調査票を用いてアンケート調査を実施する。
- ・調査票の回収目標は200サンプルとする。
- ・調査対象の外国人と日本人の割合については、乗船客全体の割合に準じて実施するように努める。

(3) アンケートの集計・データ分析

①全体評価

- ・調査項目の各設問に対し、属性とのクロス集計及び集計結果に基づく分析を実施すること。

②新規需要(消費支出額)の推計

- ・クルーズ船の入港により発生する新規需要(消費支出額)
 - ア 松山市で予測される新規需要(消費支出額)の推計方法
 - イ 推計結果

③経済波及効果の算定

1. 新規需要（消費支出額）から発生する、経済波及効果

ア 経済波及効果推計の方法

イ 推計結果（経済波及効果および雇用者創出効果）

2. 経済波及効果算定方法

松山市内の算定には松山市経済波及効果測定システム（松山市役所産業経済部地域経済課公表）を使用し、松山市外の算定には愛媛県経済波及効果測定システム（愛媛県企画振興部統計課統計分析係公表）を使用すること。

4. 成果品の納入

分析結果報告書（紙媒体 2 部、電磁的記録媒体 1 部）

5. 納期

2019年7月12日までに成果物を納品すること。

6. その他

- ・ 荒天等のため5月21日（火）に入港が中止された場合、調査日を6月3日（月）に変更する。
- ・ 本仕様書に記載のない事項や疑義の生じた事項については、発注者と協議の上、実施すること。